

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議会改革推進特別委員会(第16回)	会議場所 第3委員会室	
		担当職員 八木	
日 時	平成24年8月2日(木曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午前 11 時 50 分
出席委員	藤本 ○田中 酒井 眞継 中村 馬場 吉田 西口 堤 議長		
事務局	今西局長 藤村次長 阿久根係長 三宅主任 八木		
傍聴者	市民 1名	報道関係者 - 名	議員 1名(湊)

会 議 の 概 要

1 開議

藤本委員長あいさつ

2 検討結果の確認について

前回検討項目の結果確認

3 検討項目の協議について

[D - 4、会議に持ち込むPC等のネット接続]

< 藤本委員長 >

湊議員から趣旨説明を求める。

< 湊議員 >

委員会への持ち込みについてである。その場での文言の調査、確認に役立つと考える。機種等の詳しいこと承知していないが、例えばスマートフォン。スマートフォンでインターネット接続は可能、PCに近い便利な活用ができる。会議でのPC活用は過去にも議論された経過があり、自分も当時それほど必要性を感じず導入に反対の立場であった。しかし、自分で使い始め便利さを実感している。語句や法令の確認等、委員会の議論に役立つと感じる。利用しない者との差が生じる課題はあるが、使い得る者は使い、会議を有効ならしむべき。

< 藤本委員長 >

現在会議への携帯電話持ち込みは禁止されている。また、前回委員会で馬場委員は機種の例示等を求めているが意見は。

< 馬場委員 >

ネット接続すれば携帯電話と同様に通信手段となる。また、会議には議案等資料が事前に用意されており、準備して臨むべきである。準備したうえで、会議でわからないことが生じた場合は、わからないとして継続したらいい。法律解釈等判断が分かれる場合がある。その場の議論ではない本当の議論、議論の深化には役立たないと思う。

< 藤本委員長 >

現在の状況はネット接続しない条件で本会議をはじめとする会議へのPCの持ち

込みが許可されている状況である。

< 眞継委員 >

個人的に便利な機器であると感じている。今年度の視察でも携帯端末を利用して理解できない専門的な語句等の検索を行い、内容の理解に役立った。委員会での利用は賛成できるが本会議では必要ない。基本的には使用者の良識の問題、必要ならば委員長が制止等を行うもの。

< 酒井委員 >

十分に準備し会議にのぞむことは前提である。それでもわからないことが生じることがある。わからないまま継続すると議論にならない。その場で調べられる方が便利。辞書等もあるが、対応できる範囲が広いという点でネット接続は利点が大い。また、本会議場での接続禁止など、細かい規制は望ましくないと感じる。使用者に任せるべき。

< 藤本委員長 >

ネット接続すればゲーム等も可能である。ネット接続についての意見は。

< 湊議員 >

ネット接続により Twitter 等で会議の進行状況がそのまま発信されるようなことを危惧しているのか。

< 藤本委員長 >

京都大学の入試での携帯電話を用いたカンニングの例、また、P C 等を利用できない者との格差等が懸念される事項である。

< 湊議員 >

基本的にはモラルの問題で、不適切な使用をした者は自身で責任をとるべき。また、格差の問題は以前自分も懸念していたことがあった。しかし、スマートフォンは携帯電話の延長であり、格差と大げさに捉えずに必要と感じれば自分で用意すべき。議会、政治家は時代の流れを掴んでいるべきで、新しいデバイスを理解できないといって拒否するのはナンセンス。対応していかなければ市民の意見、ニーズについていけない。難しく捉えずに、便利な機器を便利に使うという考えでいいのではないか。

< 馬場委員 >

ネット上の情報は信憑性の問題がある。具体的には Wikipedia である。ネット上で調べ物をする最終的にこのサイトに落ち着く。議論の分かれることも掲載されており、我々がそのようなサイトを活用して議論することが適切かも含めて検討が必要。Wikipedia を利用したことにより議論がうまくいかなかった事例がある。議会が軽々しくやるよりは、少し研究が必要と考える。

< 吉田委員 >

Wikipedia について、普段ネット上で情報収集等を行う者にとっては、確証のない事実も含まれていることは周知の事実である。普通の情報リテラシーを有していれば、Wikipedia の情報のみに基づいて議会で発言することはないであろう。社会の流れに対応すべきで、P C 等を活用できない者にレベルを合わせる必要はない。

< 藤本委員長 >

国会では大臣が委員会室で携帯電話から競馬のサイトを閲覧し問題となった。また、Twitter を含め内部情報が流出する懸念もある。ネット接続に関し意見は。

< 堤委員 >

会議へは事前に十分準備して臨むべき。予備知識の習得は議員として当然のこと。

意味のわからない語句の確認等はＰＣ等を用いなくても対応可能であり、もっと事前に勉強すべき。

<馬場委員>

一期目の議員がわからないことが多いのは当然で、他の議員に尋ねることで、相互に議論を深めていくことが重要。感想であるが、一人で調べ一人で理解するのはさびしい。

<中村委員>

本会議には不必要と考える。委員会での利用は前向きに考える。基本は個人のモラルの問題であるが、不適切な使用は委員長において整理できると考える。

<西口委員>

委員会での使用は理解できる。調査等を目的と限定して実施すれば。個人的には使用しないと思うが。本会議には必要ない。

<田中副委員長>

個人的に必要性は感じないが、使用を希望する者がいるのでそれを妨げる必要はないと考える。全員が合意できるような使用基準を設けるべき。目的は調査とし、外部へ発信しないこと程度と思われるが。

<藤本委員長>

ネット接続は可とする意見が多いが。

<田中副委員長>

外部に接続しない等の一定の条件を合意できる範囲で検討することが必要。機器を使用した結果についてはそれぞれの責任となる。

<藤本委員長>

接続は可能とする。

<馬場委員>

情報公開とプライバシー保護の関係からの課題はどうか。また、他市の例を求める。本会議を禁止する意味も含めて参考例の提示を。

<藤本委員長>

事務局に他市の例の調査をさせる。使用に係る基準等は次回引き続き検討する。

<酒井委員>

今接続できれば直ぐに他市でのタブレット端末使用例を提示できるのだが。対象の機器にはスマートフォンやタブレット端末等も含まれるのか。

<馬場委員>

京都市会は委員会でＰＣがネット接続されている。個人で対応すべきか、また全議員への配付等が望ましいのか、多角的に検討すべき。

<吉田委員>

全議員への配付等は議会全体のＩＣＴ化等として検討すべき。

<湊議員>

個人的にはスマートフォンを活用しており、慣れもあり機能としては十分と感じている。端末機器の形態は様々であるが利用しやすいものを選択すればいいのでは。使用上何らかの基準は必要かもしれない。しかし、基本的に市民の代表であるわれわれ議員が不適切な使用はしないであろうし、相互監視、自浄作用も働くであろう。難しく考えずに便利な機械を有効に活用することでもいいのではないか。

<藤本委員長>

酒井委員は自身が持ち込んでいるＰＣで今ネット接続できれば、すぐに他市でのタブレット端末使用例を提示できると言った。しかし、議論であるので、次回事

務局の調査をもとにさらに議論を深めることが大事。次回、委員会で他市の例、運用の基準等について検討する。

<全員了承>

[定数・報酬]

<藤本委員長>

定数・報酬の具体的な検討は一時棚上げする。議会のあり方、役割、議員の仕事等を再度確認し、共通認識するため根本的な議論を行うことを前回決定した。議論のための必要資料を各委員が要求していたので、事務局から説明させる。

<事務局>

資料説明

<藤本委員長>

酒井委員から自身の考えをまとめた資料が提出されているので説明を求める。

<酒井委員>

資料説明

<藤本委員長>

前回資料要求した委員から、調査された資料に基づいて意見を求める。まず資料1について西口委員の意見を求める。

<西口委員>

議員定数については自治体人口も考慮して検討していくべきと考えている。前提として5～10万未満の市の平均議員数22.7人に合わせてから、増減の議論は行うべき。産業建設常任委員会での活発な議論の実態から議員定数の具体的な数は前回委員会で説明した。議員定数は市民にしっかり説明できることが必要であり、議論を深めていきたい。

<藤本委員長>

委員会の設置数、必要な委員数等を定めれば、議員定数の市民説明も可能となる。資料2について吉田議員の意見を求める。

<酒井委員>

具体的な定数の議論は棚上げし、基本的な議論を行うのではないのか。

<藤本委員長>

そうである。

<吉田委員>

議員定数を市民に説明するときに全国平均等は参考にはなるが、本市議会の議論は他市より充実していると考えられ、単純に比較すべきでない。環境厚生常任委員会では委員会の視察について内容が充実していただけない、未だに整理ができていない。月例会開催数の増や小委員会設置も考慮する必要があるように感じる。現在の常任委員会の体制も含めて検討が必要。単純に他市との比較だけでは議員定数は議論できない、将来の本市議会のあり方等も等慮して検討すべき。

第2次一括法における市への権限移譲資料にあるように、市に移管される権限は増加していく。これらに対し本市としての基準を作れる程度の議論が可能であるレベルに、議会はなるべきである。

議論のためには議員数は足りないと感じる。定数を減らしレベルを上げる論もある。市民が議員を選ぶ、また選んだと言えるために、選挙の倍率は2倍程度必要かもしれない。

< 藤本委員長 >

権限移譲によって市の権限が増え、委員会の体制も含めて議論が必要。議員数は足りていないという意見であった。資料3について馬場委員の意見を求める。

< 馬場委員 >

資料3 - 5 から、第12期と第11期の間で委員会の開催時間数が劇的に減少している。また、第13期と第12期でも同様に減少している。議員定数の減少により議論が途絶えたことの歴然たる証拠である。議員定数を増やすことで市民の意思を反映することを検討すべき。

< 藤本委員長 >

資料3について堤委員の意見を求める。

< 堤委員 >

議員定数は地方自治法によって定められている。ただし、条例により減数することは認められている。法によって定数の上限が定められている。議員定数は最終的には市民の意思を反映させなければならない。本市では委員会数が多く、さらに多くの議員が必要であるとしても、それは議会内部の課題である。市民の意見を聞くべき。本委員会で議員定数を結論することは認められていない。本委員会で決定したことは議長に提言し、それらは議会運営委員会等で図られる性質のものである。定数問題は議長に差し戻し、別の特別委員会の設置や、また、議論の必要なしと判断するのか整理してはどうか。本委員会でこれ以上の議論は行うべきではない。

< 藤本委員長 >

堤委員に指摘する。地方自治法の改正により自治体規模による議員定数の上限規定は撤廃された。

< 堤委員 >

議員定数は誰が決定することになるのか。議会が決めるのか。

< 藤本委員長 >

議会が決定することになる。また、市民意見を聞くこと、議長が最終的に決裁を議運等に求められると思う。本委員会で議会の役割と、そのために必要な議員数について一定の結論を出し、その後、議運等で決定いただく事で確認している。

< 堤委員 >

議会内での議論と共に、報酬を含めての市民意見。選挙公約で議員定数を減らすとした議員がいる。このことについて自分にまで市民に対応を聞かれる。市民に納得いただくため市民意見を聞く必要がある。広報広聴を拡大するならば、全員に議会の仕事を説明して意見を聞けばいい。

< 藤本委員長 >

定数、報酬について選挙公約とした議員がいる。市民に対し、定数について明確に説明できる必要がある。そのためには、まずは根本的な議会の役割等を議論することとしている。この趣旨に基づいて発言願う。

資料4について馬場委員から意見を求める。

< 馬場委員 >

意見なし。

< 藤本委員長 >

議員間自由討議を行う。堤委員から様々意見があったがこれについての意見は。

< 西口委員 >

市民意見を確認する必要がある。可能であればアンケートなりパブリックコメン

トを。

< 藤本委員長 >

アンケート、パブコメは具体的な定数等の議論となる。まずは、議会の役割と現在の常任委員会の運営のあり方について意見は。

< 酒井委員 >

前回委員会から1箇月が経過し、各委員には自分の考えをまとめる十分な準備期間が確保されていた。議会の役割等は各委員が自分の考えを明確に整理できていると考えるのでその意見を順に聞きたい。

< 藤本委員長 >

順に意見を求める。眞継委員。

< 眞継委員 >

個人的には議員報酬を選挙に掲げてきたので、議会の役割等の議論は別にしてでもすぐに切り込んでいきたい。しかし後の市民説明を考えると、合理的に説明できるために根本的な議論の整理が必要との意見に納得した。一般的な議員の役割は議会基本条例に示されていることであり、それをどのように実現するかである。環境厚生常任委員会を例とするならば、視察の整理などは終了後直ちに開始し、まとめられるまで日をおかずに委員会を継続して開催すべきものである。しかし、そのような従来にない委員会の開催形態が許されない風土がある。その風土を変えるために多くの労力を要する。そのような運営を可能にしていくのが議会改革の役割である。なにをどのように変えていくのかを本委員会で議論しなければならない。それらの合理的な検討の積み重ねが定数や報酬としてまとまっていくものとする。議会基本条例を基本とし、それを突き詰めながら、少なくとも本委員会では本質的な議論を、自由に充実して行える状況であるべきで、またそうする必要がある。

< 藤本委員長 >

基本条例制定時に規定する内容は十分吟味した。また、委員会を毎日開催する必要があるならば委員長としてそのように委員会にはかればいいのか。環境厚生常任委員長として、委員会に付託された議案の審査等について議会としての機能、責任は果たせていると考えるのか。

< 眞継委員 >

委員会での結論を保留にしたことはないので、機能は果たせていると言える。ただし、議論の深化については十分とは言えない。また、委員会の開催頻度の課題であるが、ぜひ本特別委員会から取り組んでいただきたい。

< 藤本委員長 >

本特別委員会でもそのように考えている。結論が出なければ何回でもやるつもりである。「結論はしているが、議論が煮詰まっているかわからない」ではなく、一定の議論をされて、その結果結論を導き出すのが委員会の役割である。しっかりとお願いしたい。

< 眞継委員 >

常任委員会でも必要な議論は行っている。また、本委員会を特定して指摘しているのでもない。本市議会全体として委員会開催のあり方を考えていく必要があると述べている。

< 藤本委員長 >

次に中村委員の意見を求める。

< 中村委員 >

議会、議員の活動が市民に理解されていない。個人的には毎日が議員活動である
と考える。議員にとって議会が基本である。全員協議会等をやむを得ない事情以
外で欠席することはよろしくない。過去の会議への出席率等もデータで提示され
たい。委員会での議論を充実できる方法を議論すべき。

< 藤本委員長 >

議員活動と議会活動は別である。本市で最高 152 日、少ないときで 96 日。こ
の日数は十分と考えられるか。

< 中村委員 >

十分でないと思う。

< 藤本委員長 >

次に西口委員の意見を求める。

< 西口委員 >

市民の意思を反映できる議会であるべき。委員会の役割は重要。議論の時間がな
ければ必要なだけ開催すればいい。やるべきことはやるべき。産業建設常任委員
会は役割をしっかりと果たしているし、議論に必要な時間も十分確保している。議
員の仕事の中身が市民に把握されていない。議会報告会等を始め、さらに市民理
解を促すための取り組み、例えば公聴会の開催などの検討が必要。

< 藤本委員長 >

各委員から意見を求める。馬場委員の意見を求める。

< 馬場委員 >

議会の中だけが議員活動ではない。議員は会議に臨む前には関係するところを訪
問している。市民の中に入って行う活動が重要。先の集中豪雨でも現場に駆けつ
けた。そのようなことは当たり前のこととして行うし、そのことは市民にも評価
される。また、議会に限らず知見を広める努力もある。先日、京都市内で行われ
た大規模スポーツ施設の選定委員会を傍聴した。自分の問題意識に基づく活動が
重要。そのこと市民に知っていただくことが必要。また、産業建設常任委員会
では十分議論しているし、また事前に保津川等の関係箇所は個人的に訪れている。
また、市道認定審査に係る現地確認、また、農作物の成育確認等を以前は行って
いたが今はしていない。常任委員会数を減らしたことが原因か。必要ならば行う
べき。

< 藤本委員長 >

議案審査に係る現場視察が行われなくなったのは常任委員会数が減ったことも
影響したかもしれない。吉田委員。

< 吉田委員 >

「市民の意見が適切に反映されながら、大衆扇動型の政治にならないように、専
門的な知見を持った者が適切に民意を行政に反映する」ことが議会の役割である。
このような能力を有する議員が必要で、そのような議員によって議論はされなけ
ればならない。

< 藤本委員長 >

現状で市民意見の集約は十分にされていると考えるか。

< 吉田委員 >

十分とは言えない。議員になっている社会層が限られている。特に若年層の意見
はほとんど反映されていない。

< 藤本委員長 >

その議論は後程行う。堤委員の意見を求める。

< 堤委員 >

今期、常任委員会での議案審査において、委員会での議論が尽きないうちに採決されたことはないと思う。質疑等が不十分なまま打ち切られたこともない。質疑等は理事者の出席が必要であるのか、実際の議会運営は理事者側の状況も考慮すべき。また、議員は自ら努力し必要とされる専門的な知識の習得に努めなければならない。また、議会として大きな課題が生じた場合は、議長において、議運等にはかり、特別委員会の設置等がされる。議会の活動を市民に理解いただく必要がある。

< 藤本委員長 >

二代表制のもと議会の機能は果たしているが市民説明が不足との意見である。田中副委員長の意見を求める。

< 田中副委員長 >

基本的な考えは前々回の委員会で定数・報酬案として一定説明したものである。組織としての議会の働きを市民に理解してもらう方法は検討する必要がある。また、議員個人も個人としての努力は当然に行うべき。議会報告会等では不足で、参加しない大多数の市民に対しどのように取り組んでいくかが重要。また、酒井委員から提出の資料について「形骸化した特別委員会が整理されないこと」とある。特別委員会のあり方について議論は必要であろうが、表現として乱暴に過ぎると感じる。また、議案の審議と一般質問の関係も記載されているが、一般質問も重要でありおざなりにすべきものでない。さらに、一般質問は市民から信を得た議員個人が行う活動であり、記載された内容については議論が必要と感じる。

< 酒井委員 >

議会の役割について議論の材料が必要と考え、敢えて極端に表記した。特別委員会のあり方については特定の委員会を想定したものである。本来ならば一つの意見について全員で議論できるのが望ましい。一人一人意見を述べる方法では議論が充実しない。材料に対し議論が深まればと感じる。特別委員会のあり方については議運で議論されている。また、理事者への質疑に時間をかけるとする意見があるが、真に充実すべきは質疑ではなく議員間での議論である。理事者の出席は極力控えるべきで、資料さえ提供されていれば、あえて説明はいらないと感じる場合もあった。理事者の説明が不要とすると委員から非常に強い抵抗があり、そのような困循環な考えを改めていくことが必要と感じている。

< 藤本委員長 >

議会基本条例に則り、議会の機能と役割が十分に果たされているのか議論いただきたい。

< 酒井委員 >

基本条例第3条に議会の活動原則が規定されているが、具体化できる仕組みを検討してはどうか。

< 藤本委員長 >

議会の役割と機能が二代表制のもと果たしているのか。

< 酒井委員 >

委員会で賛否議論し、意見を調整して中立的な新たな結論を構築するような議論までは行われていない。賛否の判断だけではなく議会としての意思を形成するためには必要なことである。組織としての議会の意思が形成されることが二代表制の実現ではないのか。また、委員会での議論をやりやすくするため、議論の方

法を形式的に変更するのも考えられる。

<馬場委員>

議会基本条例の規定が現状に対応できなくなっているのか、または、現在の議会運営が条例規定のレベルに達していないのかを見極めなくてはならない。基本条例制定時に争点となった部分がある。それらの確認も必要。整理を。

<堤委員>

論点の整理を。本委員会ではなにを議論し、何を結論しようとしているのか。

<藤本委員長>

議員定数、報酬について市民説明できるように議論する。具体的な数の前に議会の役割を確認し、委員会が存在し、現議員数が役割を果たすに十分かを明確にする。今回は議会の役割について議論いただいている。

次回委員会は、議会基本条例に基づいて議会の役割が果たしているのか議論いただき、そのうえで定数の方向性をだしていきたい。

<全員了承>

4 次回の日程及び協議項目について

<藤本委員長>

次回、委員会は8月末に開催したいと考える。

<酒井委員>

本特別委員会では、委員会開催に関する従来の慣習に関わらず、必要な場合は連続して委員会を開催して議論するとしたのではないか。

<藤本委員長>

開催希望があれば述べられたい。

<西口委員>

議題の緊急性を考慮して日程調整を願う。

<藤本委員長>

各委員の事前準備も必要である。

次回は8月20日(月)午後1時30分からとする。

<全員了承>

5 その他

なし

散会 ～ 11:50